

高齢者虐待防止のための指針

医療法人 南溟会
博愛介護医療院

1. 基本的な考え方

高齢者に対する虐待は、その尊厳および人格を著しく損なう行為であり、人権侵害かつ犯罪行為に該当します。当施設では、高齢者虐待防止法に基づき、虐待の禁止、予防、早期発見を徹底するため、本指針を策定し、すべての職員がこれに従って業務を行うものとします。

【高齢者虐待に該当する行為】

- ・ **身体的虐待**: 暴行により高齢者の身体に外傷を生じさせ、またはそのおそれがある行為。
- ・ **介護・世話の放棄・放任**: 著しい減食や長時間の放置など、養護義務を著しく怠る行為。
- ・ **心理的虐待**: 暴言や拒絶的な対応などにより、高齢者に著しい心理的外傷を与える行為。
- ・ **性的虐待**: わいせつな行為をする、またはさせること。
- ・ **経済的虐待**: 高齢者の財産を不当に処分する、または不当に財産的利益を得ること。

2. 虐待防止に関する組織体制

1) 虐待防止検討委員会の設置

当施設では、虐待の発生防止および再発防止を図るため、「虐待防止検討委員会」を設置します。

2) 設置目的

虐待の発生を未然に防ぐとともに、万が一発生した場合の早期対応・再発防止策の検討および実施を目的とします。

3) 構成メンバー

- 院長(運営責任者)
- 医師
- 看護職
- 介護職
- 介護支援専門員
- 虐待防止担当者
- その他、必要に応じて委員を指名

4) 開催頻度

- 年 4 回以上
- 虐待事案発生時など必要に応じて随時開催

5) 役割

- (1) 基本理念・行動規範の策定および職員への周知
- (2) 指針およびマニュアル類の整備
- (3) 人権意識向上を目的とした研修の企画
- (4) 虐待予防・早期発見のための施策の立案
- (5) 虐待発生時の対応方法の整備
- (6) 原因分析と再発防止策の策定および実施

6) 虐待防止担当者の選任

副院長を担当者とします。

3. 職員研修に関する基本方針

職員が高齢者虐待防止に関する正しい知識と意識を持ち、権利擁護の観点を徹底するため、以下のとおり研修を実施します。

- 1) 年2回以上の定期研修
- 2) 新任職員を対象とした初期研修
- 3) 必要に応じた臨時研修の実施
- 4) 研修内容(資料等)および出席者記録の保管

4. 虐待発生時の対応に関する基本方針

- 1) 虐待が発生した場合は、速やかに市町村に報告し、原因の迅速な除去に努めます。職員等が加害者である場合は、役職を問わず厳正に対処します。
- 2) 緊急性が高い事案については、市町村および警察等と連携し、被害者の権利と生命を最優先に保護します。

5. 相談・通報体制

- 1) 入所者、家族、職員等からの通報を受けた場合は、本指針に基づき対応し、相談窓口は副院長(虐待防止担当者)とします。該当者が担当者自身である場合は、上位責任者へ報告します。
 - 2) 虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止検討委員会を開催し、事実確認と必要に応じた関係機関への通報を行います。
 - 3) 委員会は、確認された内容および発生経緯を検証し、原因の除去と再発防止策を講じ、全職員へ周知します。
-

6. 成年後見制度の利用支援

入所者およびその家族に対して、権利擁護に関する制度の情報提供を行い、必要に応じて行政機関や身元引受人と連携し、成年後見制度の利用を支援します。

7. 苦情対応に関する方針

- 1) 苦情受付担当者は、内容を適切に管理者へ報告し対応します。
 - 2) 苦情に関する情報は、個人情報保護に十分配慮し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って取り扱います。
 - 3) 対応結果については、相談者へ報告します。
-

8. 指針の公開

本指針は、入所者および家族が施設内でいつでも閲覧可能なよう備え置くとともに、ホームページ上にも掲載します。

9. その他の推進事項

高齢者の権利擁護および虐待防止の推進のため、内部研修に加え、外部研修にも積極的に参加し、サービスの質の向上に努めます。

【付則】

本指針は、令和 6 年 4 月 1 日より施行します。

令和 6 年 3 月 31 日 作成

令和 7 年 2 月 24 日 改訂

令和 7 年 5 月 2 日 改訂